

・成田市準用河川流水占用料等条例新旧対照表

現行			改正案		
別表2			別表2		
土地占用料			土地占用料		
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料
第1種電柱	1本につき 1年	<u>740円</u>	第1種電柱	1本につき 1年	<u>850円</u>
第2種電柱		<u>1,100円</u>	第2種電柱		<u>1,300円</u>
第3種電柱		<u>1,500円</u>	第3種電柱		<u>1,700円</u>
第1種電話柱		<u>660円</u>	第1種電話柱		<u>760円</u>
第2種電話柱		<u>1,000円</u>	第2種電話柱		<u>1,200円</u>
第3種電話柱		<u>1,400円</u>	第3種電話柱		<u>1,600円</u>
その他の柱類		<u>66円</u>	その他の柱類		<u>76円</u>
変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	<u>1,300円</u>	変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	<u>1,500円</u>
広告塔又は看板類	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800円</u>	広告塔又は看板類	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,700円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>6円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>7円</u>
地下に設ける電線その他の線類		<u>3円</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>4円</u>
諸管の外径が0.07メートル未満のもの		<u>34円</u>	諸管の外径が0.07メートル未満のもの		<u>38円</u>
の外径が0.07メートル以上埋 0.1メートル未満のもの		<u>49円</u>	の外径が0.07メートル以上埋 0.1メートル未満のもの		<u>54円</u>

現行				改正案			
設	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>74円</u>	設	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>81円</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>99円</u>		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>140円</u>		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>190円</u>		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>210円</u>
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>340円</u>		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>380円</u>
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		<u>490円</u>		外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		<u>540円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>990円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,000円</u>
	上記以外の工作物を設置する ために占用するもの		占用面積1平方メートルにつき 1年		<u>1,300円</u>		上記以外の工作物を設置する ために占用するもの
工作物を設置せず原形のまま 占用するもの	<u>1,300円</u>	工作物を設置せず原形のまま 占用するもの		<u>1,500円</u>			
備考 1～7 略				備考 1～7 略			